優先順位とスケジュール

順位	対象物	詳細	スケジュール				
			平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1	保育園・学校など、その他同等の施設、それに付随する道路	幼稚園、保育園、児童園、小学校、中学校、通学路					
2	公園、観光施設	公園、観光施設					
	公共施設	社会教育施設、社会体育施設、集会所、医療施設、水道施設、福祉施設、公営住宅など、その他同等の施設					
	住宅・宅地、それに付随する道路	住宅・宅地、生活道路					
3	商業施設、工場	店舗、工場					
	その他の道路	国道、県道、町道、農道、その他の道路					
	独立行政法人が管理する施設・土地	独立法人が管理する施設・土地					
	農地、森林（生活圏）	農地、森林（生活圏）					
4	森林（生活圏以外）、河川	森林（生活圏以外）、河川					

6 除染の進め方

次の手順で実施します。

空間放射線量調査 → 除染実施計画の策定 → 区域ごとの住民説明会 → 建物などへの立ち入り承諾 → モニタリング・建物調査 → 除染方法の検討・決定 → 除染方法の確認・同意 → 除染作業 → 事後モニタリング → 除染作業結果報告 → 除染終了 → 継続モニタリング

7 除去土壌などの処理方針

町が設置する仮置場に運搬・保管します。保管期間は、中間施設が設置されるまで（3年程度）とします。

仮置きした除去土壌などは、中間貯蔵施設が稼働した時点で、町が責任を持って運搬します。

8 仮置場の所在地

旧町村単位を基本とし、それぞれの区域に設置します。

9 仮置場の設置方針

①仮置場は、ア．国有地、イ．町有地、ウ．民有地の優先順位で適地を探します。

②仮置場は旧町村単位を基本とし、それぞれの地区に設置することを目指します。

③仮置場は人家などからの距離を十分に考慮した場所に設置します。

④仮置場は風雨の影響を受けない構造とします。

⑤仮置場は地下水への影響を及ぼさない構造とします。

⑥仮置場はモニタリングを実施し、放射線の影響などについて監視します。

⑦仮置場の構造は国や県が示している構造とし、安全性を確保します。

⑧除去土壌などは汚染されていない土で覆い、放射線の環境への漏えいを防止します。
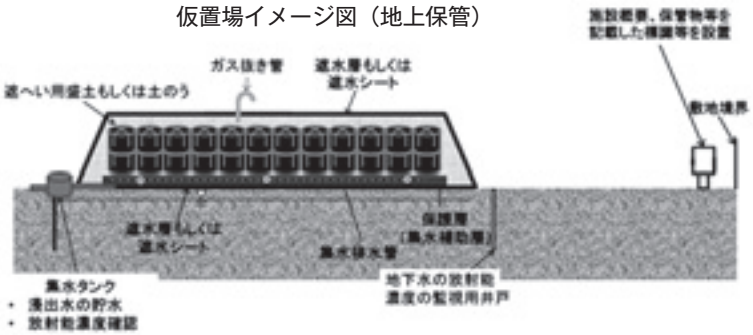
仮置場イメージ図（地上保管）